

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第6号

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「第8項」を「第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。